

キッチンカーイベント in コスモパークはしま出店募集要綱

1 目的

この要綱は、コスモパーク羽島（以下、「公園」という。）において、移動販売車（以下、「キッチンカー」という。）により飲食を提供することで、公園のにぎわいや交流の場としての機能を活性化させるとともに、公園の魅力を高め、回遊性の向上及び公園の観光資源としての役割を果たしていくことを目的とする。

2 募集概要

(1) 出店場所（別図参照）

岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6丁目1 コスモパーク羽島（市民の森羽島公園）
出店場所については、アスファルト又はインターロッキング上の公園利用に支障とならない箇所とし、市担当者と協議の上決定する。

(2) 指定する用途

公園便益施設（都市公園法第2条2項）の売店及び飲食店等としてのキッチンカー（販売営業車又は調理営業車）

(3) 販売品目

飲食物（酒類含む）のうち、自動車を利用した飲食物の調理、販売を行う営業で保健所より許可を得ているもの。その他の飲食物を販売する場合は、市担当者と協議の上、販売に適切であると判断したもの。また、人体に害のある可能性がある飲食物の販売は認めない。

(4) 募集台数及び規模

募集台数は8台程度とし、1台あたりの設置面積は30㎡以内とする。

(5) 営業期間

令和6年7月7日（日）とする。（雨天時は中止。）

(6) 営業時間

準備開始時間 午後2時30分から

営業時間 午後3時30分から午後7時30分まで

（午後8時まで延長可能）

撤収完了時間 午後8時30分まで

(7) 出店に際しての料金

無料。

(8) 求めるキッチンカーのコンセプト

①公園の環境に調和した営業車

- ②子供から高齢者まで様々な公園利用者にとって魅力的な運営
- ③近隣商店との共存を可能とする営業車

3 応募者の資格要件

申請書の提出者は、次に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 販売品目に応じて食品衛生責任者の資格を有し、キッチンカーによる販売に係る必要な営業許可の取得又は営業届出の手続きを行っている者。
ただし、出店申請書提出時に必要な営業許可の取得又は営業届出の手続きを行っていない場合は、5月29日（水）までに営業許可書の写し又は営業届の控えの写しを提出すれば条件を満たすものとする。
- (2) 酒類を取り扱う場合は必要な許可を備えること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (7) 羽島市税に滞納がないこと。
- (8) 車検が有効期限の満了日を過ぎていないこと。
- (9) その他、営業に必要な許可や資格および市が必要とする要件を有するもの。

4 応募の手続き等

以下の日程により、出店が可能となる事業者を決定する。

日 程	内 容
令和6年4月19日	手続き開始の公表（市HPで公表）
令和6年4月30日	質問締め切り
令和6年5月 8日	出店申請書等提出期限
～令和6年5月22日	資格確認、企画審査、出店者選定
～令和6年5月29日	許可手続き、出店調整

令和6年7月 7日

出店

※市は、この案件に出店を申請した者の商号・名称並びに審査経過等を公表することができる。

※出店申請書等の提出後は、原則として記載された内容の変更は認めない。特別な事由により、変更せざるを得ない場合は、事前に市の許可を要する。

5 営業の許可条件等

(1) 許可対象

1 事業者1台までとする。(団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出店車両の営業許可書などは、事前に市に提出すること。)

(2) 営業に必要な許可

都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置許可「公園施設設置許可書」及び羽島市都市公園条例第4条第4項の許可「公園内行為許可書」

(3) 市の事業への協力

市がアンケート(利用者の声や売り上げ等)を実施する場合は協力すること。

(4) ごみの処理

①出店者は、必ずゴミ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、排出するごみは、分別して適切に処分すること。

②出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

③公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は、出店者側で処分すること。

④園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

(5) その他

①雨天時は中止とする。その他、やむを得ず営業休止又は中止する場合、又は、極端に営業時間が短くなる場合は、市へ連絡すること。

②公園内は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先とし、速度5km/h以下で走行すること。

③公園内の指定された場所以外に駐車することはできない。

④発電機など火気を使用する場合は、羽島市都市公園条例第4条第4項の許可を得る際に、火器を使用する旨を記載すること。

なお、消防署への「露店等の開設届出書」は市が取りまとめて行うが、イベント当日の消火器は各自用意すること。

⑤電気及び水は出店者が用意し、公園内の電気及び水道は使用できない。

- ⑥出店により発生した排水は、公園内施設に流さず持ち帰り、適正に処分すること。
- ⑦出店中は許可書を携帯しなければならない。
- ⑧出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。
なお、発生したトラブル等については、出店者が責務を負うこととし、その内容を市担当者に報告すること。
また、出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- ⑨衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ⑩食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- ⑪広告物はメニュー表等、キッチンカーイベントと関係するものに限る。
※営業広告等は認めない。
- ⑫アレルギー表示の義務は、食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し、曖昧な表示を避け、口頭でアレルギーの有無を確認し、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ⑬出店中のBGMの使用は可能とするが、音量については市担当者の指示に従うこと。
- ⑭販売する商品は車の外に陳列しないこと。
- ⑮飲食用のテント・机・椅子は市が準備する予定であるが、必要に応じて出店者が準備することも可能とする。ただし、風で飛ばされる危険がある時は片づけること。
- ⑯公園内は禁煙とする（電子タバコを含む）。
- ⑰公園内のトイレは無料で使用可能とする。
- ⑱本募集要綱に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ⑲申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない等、市が不相当と判断した場合は、出店許可を取り消すことができる。
- ⑳本要綱に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市担当者と協議すること。

6 応募資料の作成要領

(1) 提出資料

出店申請書（様式1）

申請書添付書類

- ・ 営業許可書の写し又は営業届の控えの写し
- ・ 生産物賠償責任保険（PL）の写し
- ・ 車検証の写し
- ・ 酒類を取り扱う場合は販売形態と必要許可の分かるもの

※本要綱についての質問受付及び回答は質問書（様式2）により行う。

（3）提出者および提出方法について

- ①提出者は、1事業者1申請とする。
- ②提出方法は、11に記載の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参とする。

7 出店者の選定方法

資格審査後、事業者を決定する。

募集以上に申請があった場合は、市内の事業者を優先とし、その他くじにより決定する。

なお、選定結果の通知は、5月22日（水）までに出店申請書に記載のEメールアドレスに連絡する。出店事業者に決定した場合は、通知書に記載の期日までに「公園施設設置許可申請書」兼「公園内行為許可申請書」を提出すること。

8 出店事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、出店事業者としての決定を取り消す。

- ①正当な理由がなく指定する期日までに「公園施設設置許可申請書」兼「公園内行為許可申請書」を提出しなかった場合
- ②出店事業者が応募者の資格を失った場合

9 出店の辞退

出店申請書提出後かつ「公園施設設置許可申請書」兼「公園内行為許可申請書」提出前に出店を辞退する場合は、市に辞退する旨を連絡の上、辞退届（様式3）を市に提出すること。「公園施設設置許可申請書」兼「公園内行為許可申請書」提出後は、やむを得ない事情が無い限り、出店を辞退することはできない。

10 出店の中止等

雨天時は中止とする。その他、災害、感染症等の流行などにより、出店中止

の必要があると認められる場合は、既に出店の許可を行っている場合においても許可を取り消す場合がある。

1 1 提出・問い合わせ先

- ・住所

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所 建設部都市計画課 都市公園係（本庁舎2階56番窓口）

- ・電話番号

058-392-1111（内線2142）

- ・FAX 番号

058-391-2100

- ・E-mail

toshi@city.hashima.lg.jp

- ・開庁日時

土曜日、日曜日、祝日を除く平日8:30～17:15

（FAX 及び電子メールは24時間受信可）